

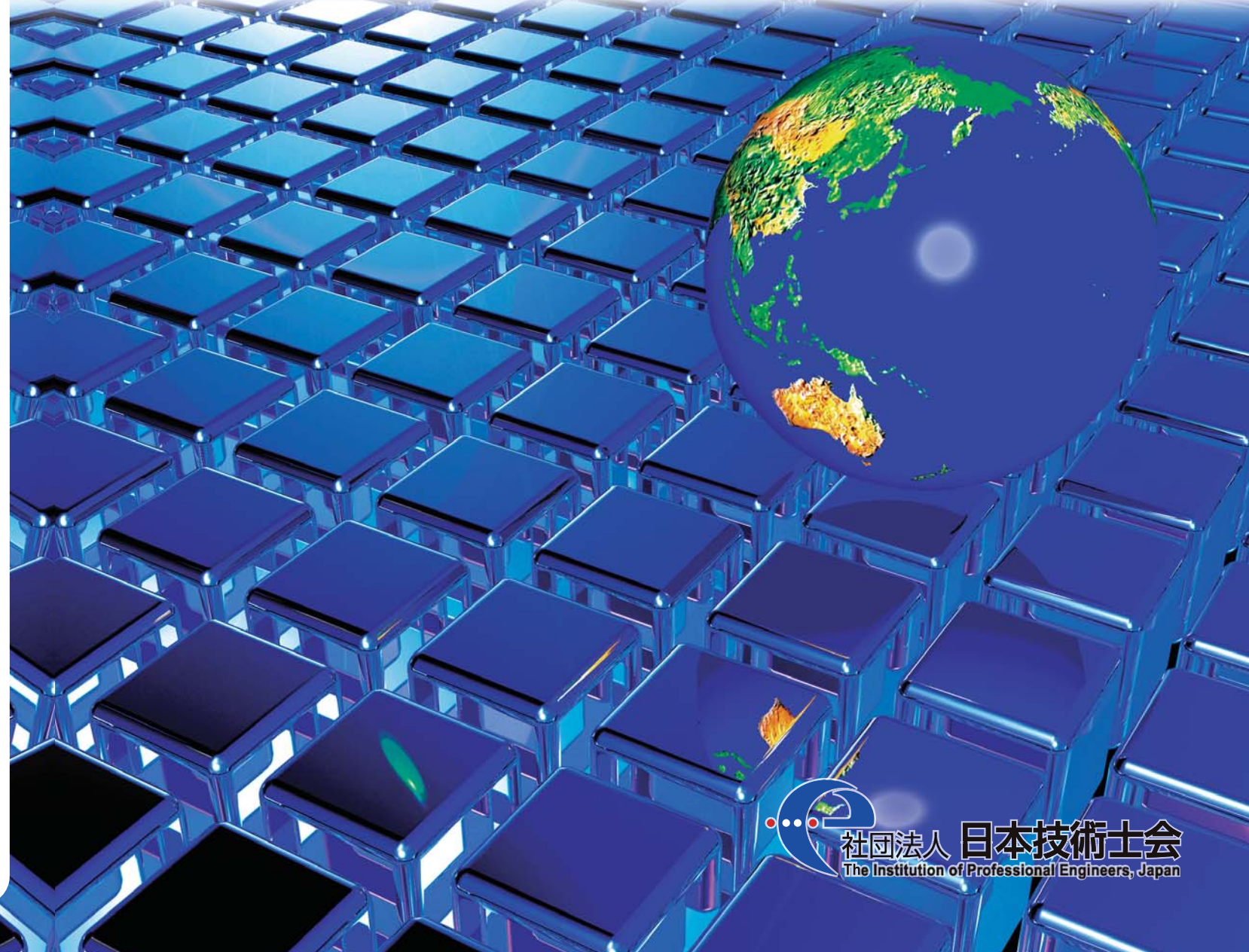
CPDの形態と時間重み係数 (CPDWF) 及びCPD時間の関係

形態区分	内 容	CPDWF 時間重み係数	CPD 時間 (時間)	CPD 時間 上限	
1. 講習会、 研修会、講演 会、シンポジ ウム等への参 加 (受講)	技術士会、関係学協会 (学術団体、公益法人を含む)、大学等、民間団体及び企業が公 式に開催するもの 注1) CPDの内容は、CPD名をそのまま記入するだけでなく、テーマやキーワード等できるだけ具体的に記入する。 (WEB登録の場合、128文字以内) 注2) 企業が社員向けに開催する研修会への参加は形態区分「3:企業内研修」で計上 注3) 異業種交流会、プライベートな研究会、展示会等への参加は形態区分「6-5:その他」で計上 注4) 見学会での移動時間・休憩時間はCPDとして計上しない	1	1×H (H: 受講時間)	—	
2. 論文等の 発表	(1) 技術士会、学協会、民間団体、企 業等が開催する技術発表会、講演会、 研究会、シンポジウム等での口頭発表	口頭発表 (学協会での発表・講演)	3	3×H (H: 発表時間)	—
		口頭発表 (前記以外での発表)	2	2×H (H: 発表時間)	—
	(2) 技術士会、学協会、民間団体、企 業等が発行する学術誌、技術誌等へ の論文、報告文の発表	論文発表 (学術雑誌への査読付論文発表)	1	1×H (H: 作成時間)	40時間/件
		論文発表 (一般論文、総説等)	1	1×H (H: 作成時間)	10時間/件
注1) 論文作成は、便宜的に論文等を1ページ当り5時間程度で換算も可 注2) 連名・共著の場合は本人が関わった実時間を計上 注3) 同一内容について別の場で発表した場合は、CPDの重複計上をしない 注4) 論文作成したものを口頭発表する場合は、(1)(2)を別々に計上 注5) パネルディスカッションのパネリストの場合は、全体の討議時間を計上 注6) 展示会・ポスターセッションの説明は、「6-5:その他」で計上 注7) 学術誌・技術誌に発表せずに、業務で報告書を作成するだけでは「論文発表」として計上できない					
3. 企業内研 修 (受講)	研修プログラム及びOJTプログラム が明示されており、それに基づいて実 施され成果が明確なもの	集合研修 (研修プログラムによる実施)	1	1×H (H: 受講時間)	—
		個別研修 (OJTプログラムによる実施)	1	1×H (H: 受講時間)	20時間/年
注1) 講師を務めた場合は形態区分「4:技術指導」で登録					
4. 研修等の 講師・技術指 導	(1) 技術士会、大学、学協会、民間団 体、企業等の開催する研修会、講習 会、技術説明会の講師等	大学、学術団体等の研修等の講師	3	3×H (H: 講演時間)	—
		社内研修会等の講師	2	2×H (H: 講演時間)	—
		(2) 修習技術者等に対する具体的な技術指導 (修習ガイドブックに示す「基本修習課 題:専門技術力、業務遂行能力、行動原則」に該当するものに限る)	3	3×H (H: 指導時間)	75時間/3年
注1) JABEEの審査等については4-(2)で計上 注2) 業務上の指導は計上しない 注3) コンサルタント業務、ISO審査・内部監査は計上しない 注4) 技術士受験指導は計上しない 注5) 大学の非常勤講師等は計上しない (単発の特別講義を除く)					
5. 産業界に おける業務経 験	(1) 業務上で特に技術的成果をあげ た業務、学協会・民間団体・企業等の 表彰を受けた業務、特許出願した業 務、コンペ等で採用された業務など	学会、協会より表彰を受けた業務	1	20時間/件	75時間/3年
		官公庁より表彰 を受けた業務	1	20時間/件	
		国土交通省の局長表彰 (注1・注2)	1	10時間/件	
		国土交通省の所長表彰 (注1・注2)	1	10時間/件	
		民間団体、顧客企業あるいは企業内で表彰 を受けた業務	1	10時間/件	
		特許出願 (発明者に限る)	1	40時間/件	
		(注3・注4)	1	20時間/件	
		周辺特許	1	20時間/件	
		コンペ、その他技術力競争で受注できた業務	1	10時間/件	
		《プロジェクトの規模》(注5・注6)			
大規模 (100人・月以上)	1	20時間/件			
PMrの場合	1	10時間/件			
PMr以外	1	10時間/件			
中規模 (50人・月程度)	1	10時間/件			
PMrの場合	1	5時間/件			
PMr以外	1	5時間/件			
小規模 (3~10人・月)	1	2時間/件			
注1) 同一業務について別の場 (例えば社外と社内) で表彰された場合は、CPDの重複計上しない 注2) 官公庁の表彰のうち、例えば国土交通省の局長表彰は20時間/件、所長表彰は10時間/件とし、その他の表彰はこれらとの難易度の比較により設定する 注3) 特許出願の40時間/件は基本特許の場合に適用し、周辺特許の場合は20時間/件とする 注4) 特許の共同出願の場合は、上記CPD時間を限度に本人の貢献度に応じて計上 注5) 発注機関及び経営者については、CPD時間の1/2とする 注6) 大・中規模プロジェクトマネージャー (PMr) の場合は2倍のCPD時間を計上					
6. その他	技術士の資質向上に役立つものに限る				
6-1 公的な技 術資格の取得	政府機関等の認定あるいは承認する 公的な技術資格の取得	技術士第二次試験の合格	1	20時間/資格	20時間/資格
		技術士第一次試験の合格	1	10時間/資格	
注1) その他の資格については、技術士試験との難易度の比較により設定する					
6-2 公的な機 関での委員就 任の場合	政府機関等の審議会・研究会等の委 員、学協会等の役員、委員への就任 (年間を通じた活動であるもの)	議長や委員長就任の場合	2	2×H (H: 会議時間) (時間/年)	40時間/委員会
		委員会委員の場合	1	1×H (H: 会議時間) (時間/年)	20時間/委員会
6-3 大学、研 究機関におけ る研究開発・ 技術業務への 参加、国際機 関への協力等	大学、研究機関 (企業を含む) 等における研究開発・技術開発業務への参加、国際機関、 国際協力機構等における国際的な技術協力への参加 注1) 日常業務を除く 注2) 産業界の海外業務への参加は「5-(2):プロジェクト業務」で登録する	1	1×H (H: 参画時間) (時間/年)	20時間/件	
6-4 技術図書 の執筆、自己 学習	成果が明確なもの	技術図書執筆 (学協会が出版・監修した図書)	3	3×H (H: 執筆時間)	40時間/件
		翻訳を含む技術図書執筆 (前記以外の図書)	2	2×H (H: 執筆時間)	40時間/件
		自己学習 (証拠資料必要)	1	1×H (H: 自習時間)	10時間/年
注1) 技術図書執筆の場合は、技術的内容を明確に記録すること (業務で作成した技術図書は含まない) 注2) 自己学習には学協会誌の購読、放送大学・TVの視聴、e-ラーニング等が含まれる 注3) 大学、大学院、職業訓練を受講する場合は「自己学習」で計上					
6-5 その他	上記以外で技術士のCPDに値すると判断されるもの	1	1×H (H: 履修時間)	10時間/年	

『技術士の資質の向上』を目指した

技術士CPD

Continuing Professional Development



詳しくは日本技術士のホームページをご覧ください <http://www.engineer.or.jp>

【お問い合わせ先】 社団法人 日本技術士会 TEL : 03-3459-1331

技術士CPD〔継続研鑽〕制度について

平成12年の技術士法改正により、技術士法第47条の2に「技術士の資質向上の責務」として「技術士は、常に、その業務に関して有する知識及び技能の水準を向上させ、その他その資質の向上を図るよう努めなければならない。」が追加されました。すなわち、技術士の資質向上を図るためCPDの実施に努めることが、法律で責務と位置づけられています。

CPDの目的

技術士は、高等の専門的応用能力を有した技術者として、次のような視点を重視したCPDに努める必要があります。

- 技術者倫理の徹底
- 科学技術の進歩への関与
- 社会環境変化への対応
- 技術者としての判断力の向上

加えて、以下のような効果があります。

- 新しい知識の取得と自己啓発に役立ちます。
- 社会的信用が得られます。

CPDの区分と課題項目及びCPDの形態

技術士には、CPDの目的に適したものを自主的に選択して実行することが求められます。自分の置かれている立場を考慮して、CPD課題とCPD形態をバランス良く実施するとともに、計画的な実施を心掛けてください。CPDの課題及び形態については、次頁以降の表をご参照ください。

CPD時間・実績の目標

- ・ 目標として年平均50CPD時間、3年間に150CPD時間のCPDの実施が望まれます。
- ・ CPD時間は、CPDに実際に要した時間に、CPDの内容を勘案した時間重み係数（CPDWF）を考慮します。（CPD時間＝実時間×CPDWF）
- ・ APECエンジニアは更新期間の5年間に250CPD時間が必要です。
- ・ CPD認定会員は、申請月の2ヶ月前から遡って過去3年間で150CPD時間以上登録していることが必要です。

CPDの記録・登録

- CPDの実施を記録・登録することが望まれます。
- CPD記録の登録は、「WEB」と「文書」の2通りの方法で受け付けていますが、随時登録が可能で、データが電子化され、管理運用が容易なWEB登録を推奨します。
- WEB登録の場合
ID、パスワードを使用し、日本技術士会HPからCPD記録の登録を行ないます。非会員は、登録手数料が必要です。
登録時期：随時登録可能です。
- 文書登録の場合
必要な書類等：①技術士CPD登録依頼書、②CPD記録シート、③登録手数料
登録時期：CPD記録を年度（4月から翌年3月）毎にまとめ、年1回の提出をお願いします。

技術士CPD登録証明書

技術士CPD登録証明書の発行は、技術士本人からの申請に基づき、日本技術士会で行います。対象は、日本技術士会にCPD記録を登録されている方です。この技術士CPD登録証明書は、技術士が自己申告にて登録した記録であることを証明します。

必要な書類等：①技術士CPD登録証明書発行依頼、②発行手数料

登録等詳細は「技術士CPDガイドブック(第5版)」または日本技術士会HPをご参照ください。
<http://www.engineer.or.jp/cpd/index.html>

(注)「技術士CPDガイドブック(第5版)」は平成20年4月からの登録分について適用します。

技術士CPD登録証明書の見本

技術士CPD登録証明書

登録番号: 2009XXXXX

氏名: 日本 未来
生年月日: 1973年09月27日
登録番号: 第5号447号
技術士種別: 電子情報技術部門 総合技術監理部門
所属: 電子情報技術部門 電気電子部門
登録日: 2004年02月25日
有効期限: 2009年04月17日(更新1回)
上記の者は技術士法により文部科学省等に登録された技術士であって、本会の認定会員であることを証明します。

課題区分	CPD時間
A 一般共通課題	
B 技術課題	
合 計	

※ 前年のCPD記録の内訳は、本会の認定記録と一致していることを証明します。

あなたのCPDの実績については、本会に上記のとおり登録されていることを証明します。

2009年 月 日
社団法人日本技術士会 会長 高橋 修

CPD認定会員制度

日本技術士会は、CPD制度の推進のため、平成18年3月からCPD認定会員制度を発足させました。

本制度は、日本技術士会会員（技術士）が一定以上の継続研鑽を重ねていることを証明し、社会的に活用されることを目的として、会員（技術士）本人からの申請により、(社)日本技術士会CPD認定会員であることを認定するものです。認定の証しとして認定会員証（文書とカード）を交付し、日本技術士会HPの「CPD認定会員一覧」コーナーにおいて氏名等が公表されます。また、WEB会員名簿でCPD認定会員であることを表示します。なお、認定の有効期間を3年間とし、引続き認定を求める場合は、更新申請を要することとしています。



CPD登録手数料、CPD登録証明書発行手数料、CPD認定会員申請手数料

項 目	日本技術士会会員		非会員	
	WEB登録	文書登録	WEB登録	文書登録
CPD登録手数料	無料	1,000円/年度	5,000円/年度	10,000円/年度
CPD登録証明書発行手数料	1,000円/回	2,000円/回	5,000円/回	10,000円/回
※ CPD記録シート添付料	500円/回	500円/回	2,000円/回	2,000円/回
CPD認定会員申請手数料	3,000円	5,000円	—	—

※ CPD登録証明書にCPD記録シートの添付を希望する場合

CPDの区分と課題項目

区 分	課 題 項 目	内 容
A 一般共通課題	1. 倫理	倫理規程、職業倫理、技術倫理、技術者倫理 (技術の人類社会に与える長期的・短期的影響の評価を含む技術士に課せられた公益性確保の責務等)
	2. 環境	地球環境、環境アセスメント、地域環境、自然破壊等の環境課題の解決方法等
	3. 安全	安全基準、防災基準、危機管理、化学物質の毒性、製造物責任法(PL法)等
	4. 技術動向	新技術、情報技術、品質保証、規格・仕様等
	5. 社会動向	国内・海外動向(国際貿易動向、GATT/WTO、ODAなど)、商務協定並びに技術に対するニーズ動向等
	6. 産業経済動向	内外の産業経済動向、労働市場動向等
	7. 規格・基準の動向	ISO、IEC等
	8. マネージメント手法	工程管理、コスト管理、資源管理、維持管理、品質管理、プロジェクト管理、MOT、リスク管理、セキュリティ管理等
	9. 契約	役務契約、国際的な契約形態等
	10. 国際交流	英語によるプレゼンテーション・コミュニケーション、海外(学会・専門誌)への論文・技術文書等の発表・掲載、国際社会の理解、各国の文化及び歴史等
	11. その他	教養(科学技術史など)、一般社会との関わり等、及び上記1～10に含まれないもの
B 技術課題	1. 専門分野の最新技術	専門とする技術、その周辺技術等の最新の技術動向
	2. 科学技術動向	専門分野、科学技術政策、海外の科学技術動向等
	3. 関係法令	業務に関連する法令(特に改定時点)
	4. 事故事例	同様な事故を再び繰り返さないための事例研究(ケーススタディ)及び事故解析等
	5. その他	上記1～4に含まれない技術関連事項等